

## 【注 記】紀の川市の財務書類を作成する際に採用した算出方法等

<p><b>売却可能資産の範囲</b></p>	<p>財産台帳に掲載されている公有財産のうち、現に公用もしくは公共用に供されていない全ての普通財産及び近い将来に用途廃止が予定されている行政財産の中で、紀の川市未利用地有効利用検討委員会にて売却が可能であると判断された資産。</p>
<p><b>売却可能の算定方法</b></p>	<p>土地の場合...固定資産税評価における近傍路線価を基準とし、市場価格を鑑み評価を行いました。 建物の場合... 取得価格が判明している場合は、減価償却累計額を控除し算出しました。 取得価格が不明の場合は、保険価格及び建物構造別・用途別単価表等を活用し、再調達価格を算出しました。</p>
<p><b>回収不能見込額の計上方法</b></p>	<p>個別に回収可能性を判断する基準として一件あたりの債権額を100万円以上に設定し、その判断基準については納付計画の履行状況から回収不能見込を判断しました。その際に個々の分納方針に基づき個別に判断し、差押中のもの、和歌山地方税回収機構へ移管中のものは回収可能と判断しました。 また、未収金および一件あたり100万円未満の長期延滞債権については、過去5年間の不納欠損額÷(滞納繰越収入額+不納欠損額)の平均値を用いて回収不能見込額を割り出しました。</p>
<p><b>退職手当引当金の算出方法</b></p>	<p>勤続年数ごとの職員数に平成21年3月の本俸の合計額に退職手当の支給率を乗じて算出した基本額と調整額の合計額を計上しました。( 財政健全化判断比率を算出する際に用いる方法と同様の方法で算出しました。 )</p>
<p><b>賞与引当金の算出方法</b></p>	<p>平成21年6月に支払った賞与額をベースに、病休・育児休暇等減額職員に対してもすべて支払ったものとして、一般職、特別職、議員及び各会計ごとに算出しました。</p>

